

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成29年7月31日

【会社名】 南海辰村建設株式会社

【英訳名】 Nankai Tatsumura Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 口野 繁

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区難波中三丁目5番19号

【電話番号】 06-6644-7802（ダイヤルイン）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営支援本部長 山本 昇

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区難波中三丁目5番19号

【電話番号】 06-6644-7802（ダイヤルイン）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営支援本部長 山本 昇

【縦覧に供する場所】 南海辰村建設株式会社 東京支店
（東京都中央区銀座五丁目15番1号）
南海辰村建設株式会社 横浜営業所
（神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年3月11日付で大阪高等裁判所において控訴の提起を受けたことに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、平成25年5月2日付で臨時報告書を提出しております。

現在も訴訟は係属中ではありますが、今般相手方である株式会社大覚（以下「大覚」という。）より、大阪高等裁判所に「請求の趣旨変更申立書」及び「仮執行の損害賠償を命ずる申立書」が提出されたことにより、当初の訴訟金額の変更が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該申立書が提出された裁判所及び年月日

申立書が提出された裁判所	大阪高等裁判所
申立者の提出日	平成29年5月23日

（控訴審期日における申立受理日：平成29年7月26日）

(2) 当該申立者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称	株式会社大覚
所在地	滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号
代表者の氏名	代表取締役 山下 よし子

(3) 当該申立書の内容及び損害賠償請求金額

「請求の趣旨変更申立書」について

- ・ 変更前の請求金額 3,459百万円
（及び支払済みまで年6分の割合による金員）
- ・ 変更後の請求金額 主位的請求金額 6,041百万円
（及び支払済みまで年6分の割合による金員）
予備的請求金額 6,199百万円
（及び支払済みまで年6分の割合による金員）

予備的請求とは、裁判所に対して主位的請求が認められないときのために申し立てる主張のことをいいます。

「仮執行の損害賠償を命ずる裁判の申立書」について

当社は、平成25年2月26日に大阪地方裁判所にて出された第一審判決の仮執行宣言に基づき大覚所有不動産を競売しております。今回の大覚からの申立は、当社が競売したことにより大覚が被ったと主張する2,938百万円（及び支払済みまで年5分の割合による金員）の損害賠償を求めたものです。

(4) 今後の見通し

当社といたしましては、既に第一審判決でも明らかになっておりますとおり、大覚からの上記各申立てに対して根拠のないものと認識しており、現在係争中の控訴審において当社の正当性を主張していく方針であります。

以 上

(参考) 平成25年5月2日付の臨時報告書の記載内容

1 提出理由

当社は、平成25年3月11日付で、大阪高等裁判所において控訴の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

(1) 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

控訴の提起があった裁判所 大阪高等裁判所

控訴の提起日 平成25年3月11日(控訴状受領日 平成25年4月30日)

(2) 当該控訴を提起した者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社大覚

所在地 滋賀県大津市皇子が丘二丁目9番12号

代表者の氏名 代表取締役 山下 よし子

(3) 当該控訴の内容及び損害賠償請求金額

控訴の原因及び提起に至った経緯

当社は、株式会社大覚(以下「大覚」という。)より受注した分譲マンション「大津京ステーションプレイス」の請負代金の残代金1,581百万円の支払を求めて、平成22年1月7日付で大阪地方裁判所に請負代金請求訴訟を提起いたしました。一方、大覚は、本物件には重大な瑕疵が存在するとして、当社に対し総額3,791百万円の損害賠償請求訴訟を提起しておりました。両訴は、裁判上の手続きにより一本化され併合審理されておりましたが、平成25年2月26日大阪地裁において第一審判決の言い渡しがありました。判決では、当社の大覚に対する請負代金の請求に関して、補修費用約10百万円等を除く大部分が認められた一方、大覚の請求は棄却されました。

これに対して大覚がこの判決を不服として、大阪高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

控訴の内容及び損害賠償請求金額

大覚は、原判決を取り消したうえで当社の請求を棄却し、当社が大覚に対して、損害賠償として3,459百万円及びこれに対する平成21年11月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう求めております。

(4) 今後の見通し

当社といたしましては、大覚からの控訴に対して、引き続き第一審が維持されるよう法廷の場で適切に対応していく所存です。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しております。

以 上